

中野区教育委員会会議録

令和元年第32回定例会

令和元年11月15日

中野区教育委員会

令和元年第32回中野区教育委員会定例会

○日時

令和元年11月15日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時48分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○欠席委員

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長 永田 純一

学校再編・地域連携担当課長 伊藤 廣昭

保育園・幼稚園課長 瀧口 求

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 石崎 公一

子ども教育施設課長 塚本 剛史

子ども特別支援課長 中村 誠

文化・国際交流課長 藤永 益次

○書記

教育委員会係長 落合 麻理子

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

10人

○議題

1 議決事件

- (1) 第50号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 第51号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 第52号議案 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則

2 協議事項

- (1) 第四中学校・第八中学校、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎整備及び統合時期の取扱いについて（子ども・教育政策課、子ども教育施設課）

3 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 11月2日 南中野中学校開校10周年記念式典・祝う会
- ② 11月5日 中野区立中学校連合音楽会
- ③ 11月8日 第五中学校訪問

(2) 事務局報告

- ① 旧中野刑務所正門にかかる学術調査結果について（文化・国際交流課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 32 回定例会を開会いたします。

それでは議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

<議決事件>

入野教育長

ここでお諮りいたします。本日の協議事項は非公開での協議を予定しております。したがって、日程の順序を変更し、協議事項については日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、協議事項「第四中学校・第八中学校、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎整備及び統合時期の取扱いについて」を最後に行うことに決定いたします。

それでは、日程に入ります。

初めに、議案審査に入ります。

議決事件の第 1「第 50 号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、事務局から提案をお願いいたします。

指導室長

それでは、第 50 号議案について補足説明をさせていただきます。

補足資料をご覧ください。

1 の改正する規則につきましては、幼稚園と小中学校の二つの規則ということになります。なお、ここにある小学校及び中学校教育職員とは、いわゆる任期付短時間勤務教員のことです。

2の改正内容は二つありますが、幼稚園、小中学校とも共通の内容です。二つのうち一つは、臨時的任用教員の年次有給休暇の取り扱いについて、臨時的任用から引き続いて臨時的任用された場合は、年次有給休暇を引き継げるようにするというものです。これは地方自治法の改正により、臨時的任用が常勤職員の欠員補充に厳格化されたことから、常勤職員と同等の権利を与えるためです。

新旧対照表をご覧ください。幼稚園の規則では第15条、小中学校の規則では第16条が該当し、新しい規則ではそれぞれ第2項で、同一年度内での引き継ぎ、第3項では年度をまたぐ引き継ぎを規定しております。

もう一つの改正内容は、子の看護のための休暇について、その対象となる子の年齢の上限を9歳から12歳に引き上げるものです。これは区におけるイクボス宣言やワークライフバランスを踏まえてのものです。

新旧対照表をご覧ください。幼稚園の規則では第29条2項、小中学校の規則では第30条が該当します。

最後に施行期日ですが、臨時的任用職員の取扱いは、令和2年4月1日、子の看護のための休暇は、令和2年1月1日となります。

ご説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

臨時的任用職員の年次有給休暇というのは、最初の任期のときもそれは権利として持っていて、それを継続するときに持ち越せるということなのでしょうか。

指導室長

端的に言えばそのとおりでございます。

入野教育長

ほかにご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

ただいま上程中の第50号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件の第2「第51号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び議決事件の第3「第52号議案 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則」を一括して上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

指導室長

それでは、第51号議案及び第52号議案について、あわせて補足説明をさせていただきます。補足資料をご覧ください。

こちらでご説明させていただく規則改正は、1にある六つの規則についてです。ここでも小中学校の教育職員とは、任期付短時間勤務教員のことでございます。

2の改正内容をご覧ください。まず給与に関する(1)幼稚園の規則と(2)小中学校の規則改正についてご説明いたします。

年次有給休暇の引き継ぎの際にもご説明しましたが、臨時的任用が常勤職員の欠員が生じたときのみ厳格化されたことから、常勤職員にあわせて、臨時的任用職員も病気休暇を承認され、勤務しないときに給与の減額は行わないこととなりました。

新旧対照表をご覧ください。(1)幼稚園の規則では第11条2項、(2)小中学校の規則では第8条2項が削除されております。

次に期末手当、勤勉手当にかかわる(3)から(6)までの規則改正についてご説明いたします。従前、教育委員会でもご議決いただき、区議会でも可決され、公布されました中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例においても、同様の規定整備を行いました。地方公務員法の改正により、職員が成年被後見人または被保佐人に該当することによる失職の規定が削除されることに伴う規定整備を行うためのものがございます。

新旧対照表をご覧ください。(3)から(6)、全ての規則で同様なので、(3)幼稚園の期末手当の規則でご確認をさせていただきます。現行で下線のついている箇所がいわゆる欠格条項にかかわる部分で、改正案ではそれが全て削除されております。

最後に施行期日でございますが、(1)、(2)では令和2年4月1日、(3)から(6)は令和元年12月14日となります。

ご説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、1件ずつ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第51号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第52号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。以上で議決事件の審議が終了いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

それでは、報告事項に入ります。

まず教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から一括でご報告願います。

子ども・教育政策課長

活動報告でございます。

11月2日土曜日、南中野中学校開校10周年記念式典・祝う会が南中野中学校で開催されまして、入野教育長と小林委員が参加されました。

11月5日火曜日、中野区立中学校連合音楽会がなかのZERO大ホールで開催されました。渡邊委員が参加されました。

11月8日金曜日、第五中学校訪問ということで、入野教育長、渡邊委員、田中委員、小林委員、伊藤委員が参加されました。

以上でございます。

入野教育長

各委員から補足質問、その他の活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

五中の訪問に私も参加してきました。授業を見たのですけれども、ICT化で電子黒板が整備されていて、教育環境がすごく改善されているなと思ったのですけれども、一方でまだまだ先生方も十分に慣れていらない部分もあって、操作に少し時間がかかったりという部分も見られたので、せっかくハードの面が整備されたので、これからはもっとそういった部分についても、先生方にいろいろ研修会等で有効活用していただけないなと感じました。

以上です。

入野教育長

ほかにいかがでしょうか。

伊藤委員

五中訪問の際に、地域での教育委員会で、子どもの読書活動について、五中の先生と啓明小学校の先生からも、ぐりぐら図書館ということでご説明をいただいて、その前に訪問した中野本郷小学校では畑をつくっていて、とても特色ある教育活動だと思ったのですが、同様にそういった地域の方の支援もいただいた読書活動、夏休みの開館を地域の方が支えていらっしゃるのか、図書館をずっと歴史的に地域の方が大事にされていることとか、そういうことも含めて特色ある教育活動だなと思ひまして、既に中野区でもさまざまな特色のある教育活動が行われていて素晴らしいなと思って、今後も充実していただけないなと思ひました。

特に図書館支援員につきましては、どの学校でも成果を上げていると思ひますので、今後も充実や、またそういった存在がどれだけ効果を上げているかということについても広く区民の方にも知っていただけるといいのではないかなと思ひました。

以上です。

渡邊委員

ここに五中のお写真があると思うのですけれども、学校訪問に行くと、やはり学校の特徴とか地域の特徴とか、そういったものが感じ取れて、非常に素晴らしいことだなと思って。今年度から少し訪問回数も増やしているということもありますし、こういったことがいかに重要かということを改めて感じるような訪問でした。

田中委員がおっしゃったのですけれども、ICT化に関して電子黒板が導入されていま

す。各教室に電子黒板があつて、活用度と考えると、多少まだ先生によって、授業の内容によって、ばらつきがあるようには感じます。ただハードの面で見ると、黒板の高さと電子黒板の高さはほぼ同じぐらいです。それで、幅が電子黒板と普通の今の黒板と比べると、多分2分の1ぐらいになるのだろうと。そうすると電子黒板を2台並べれば、今の黒板がある必要があるのか。黒板と同じ大きさで、その黒板の中に自由に書き込めるという作業と、写真などを取り込めるということを考えれば、今、電子黒板のあるところにスクリーンみたいな形で白い壁があれば、映像を映し出していくということも自由にできるとなれば、そういう学校構想というのが恐らく考えられるのではないかなと。

そうやってみると、今の、スクリーンに映し出す機械も、ここにも置いてありますけれども、実はもうげんこつぐらいの大きさで映し出すという形になっていますから、これぐらいのプロジェクターで映し出せる時代になっていますので、子どもたちは僕らと違って目がいいので、あそこの文字は読めるのですね。後ろまでの大きさ。視力検査から考えてどの程度までなのかといたら、教室の後ろから見て、僕たちが読めないとか小さいとかというよりは、視力検査をやっている限り、0.6とか0.7の片目を持っている人たちは、あの文字は読めるのですね。そうやって考えれば、かなり黒板とか白板とか、新しい学校に黒板がどうだという書き方もあったのですけれども、そういうもので代用できるものが随分あるのではないかなと。そうすると、あとは電子を使った活用というのが、いかに今後大切なのかなと。そういう意味で、今度、使う側の教育をかなり充実させていく必要があるのだろうと感じ取りました。

次は、特色のある学校ということで、写真を載せていただいているのですけれども、向かって左下は美術室です。美術の先生が美術をするのに楽しい雰囲気をつくって、モニュメントとか子どもたちの作品があちこちに無造作に並べられている、雑貨屋に入ったような感じで、美術室に入っただけで非常に楽しくなるような美術室をつくっています。子どもたちの教育に対する工夫というのがとてもなされていて、こういうのがよかったなど。天井に絵なんかも干してあったりとか。そうしたところで学校の教室の廊下、その他等に、美術作品が結構置いてあるのです。来ていただいた方もいらっしゃるので気づいていると思うのですけれども、そういう意味では、美術に対して、かなり作品の質もいいのではないかと感じ取れました。

もう一つ、今回の教育委員会では図書館のお話をさせていただいて、啓明小学校の鈴木校長のぐりぐら図書館と、矢口先生の五中の図書館の話の話を聞きました。矢口先生は図書に

ついて思い入れがあるということで、読書ということの大切さを教えていただきまして、そのためにいろいろな工夫をされていて、これが図書館なのですけれども、同じ四角いスペースの中に本を取りやすいような形、一見すると本屋さんに入ったような感じで、ベストセラーが積んであるのではないけれども、つつい手にとってみようかなという、そういう形で本の配置がされていて、また、読書もしやすいように席の配置、そして本の横の部分ではなくて、表の部分がよく見えるような形で並べたり、ディスプレイされていたりして、非常に読書欲をかき立てるような工夫がされていたと。

それで校長室の前にも、校長先生お薦めの本が、本屋さんのように5～6冊置いてあって、子どもたちが通るときに目がつくように、そういった形で。校長室図書館といって、校長先生の図書も貸し出しをしているという、いろいろな読書をするための工夫がされていてとてもよかったなど。こういうことも一つ一つ、ほかの学校でもいろいろな工夫をして、それぞれの学校の特色を出していただいたらいいなど。

この図書館なのですけれども、私としては残念だったのは、校舎の一番端っこにあるんですね。こういった図書とか、例えば休み時間にちょっと本を読んだりとか、見に来てとか、話をしたりとか憩いの場であるということであれば、今度の新しい学校をつくるときに、図書館の配置というのもどのあたりにあるのがいいのかなど。真ん中のあたりにあるのいいのか、どうなのか。矢口先生はその前は中野中学だったのですけれども、中野中学の図書館の配置とか構造というのはすばらしいものがあって、ああいう学校図書館というのもいいなと感じられました。そういう意味で五中訪問も、すばらしい経験をさせていただきましたのでありがとうございます。

次に、私は音楽会のほうに行っていました。午前と午後の2部に分かれて、私は午後のほうに行かせていただきました。そして中学校は10校ありますけれども、5校という形で分けられていたのですけれども、少し残念に思うことは、各学校によって吹奏楽部を中心に行われたわけですが、その部員の数が少ないところとか多いところとか、どうしても学校間の中に差が出ているということがあります。やはりそういう意味では、技術的なものだけではなくて、人数的なそろえというのもなかなか難しい問題だなと。もしそういった楽部であれば、吹奏楽をやりたい人たちをどこかに集めて合同でやっていくということも考えなければいけないのかなと。1校だけでやろうと思ったら、3～4人と30人も40人もいるようなところとでは、やる音楽も変わってくるし、楽器も変わってくる。そういう意味では、同じようにやりたい人たちにやる機会を考えるということも大切なこと

かなと感じました。

最後は北中野中学校にトリを演奏していただきました。今回も都の大会で活躍されたということで、本当に素晴らしい音楽を演奏していただきました。そういう意味では、ほかの中学校の生徒たちも、北中野中の音楽を聞いて刺激になったのではないかなと感じました。

それともう一つ、先週の日曜日、帝京平成大学の中で学園祭が行われました。そこでオレンジバルーンというがんを啓発する活動の中野区と中野区医師会、歯科医師会、薬剤師会と一緒に、そういったがんを啓発する活動をやっている中で、私もそういった関係で今回帝京平成大学の学園祭に行っていました。

我々のやったオレンジバルーンというがんの啓発活動に関しては、17歳の高校生が、白血病になって220日間入院して、自分たちがどんなふうに頑張ってきたかというのを学生に対して講演いただいて、やはり多くの学生が感銘を受けました。どうしたらいいとかというのではなくて、本当の現場の話、17歳の子どもが入院して泣きそうだったけれど、隣の4人部屋には小学校1年生と2年生の子が同じ病気で入院していたと。その子が、親が帰ると泣いてしまうという、そういう話もありまして、非常に素晴らしい講演もされて、そこに感銘を受けてまいりました。

次は本の帯選手権というのが、講師としては幼児科の特別支援教育の学生たちが行ったものです。本の帯といって新しい本を買うと本の下に帯があるのですけれども、先ほど本を並べるときに表紙を見たらいいだろうと、その本をまずみんな読んで、その本の帯をつくるとしたら自分たちはどういうふうにつくるだろうという、本の内容を読んで、こういう帯をつくらうという、そういった企画です。ここの企画の中に、ここに協力してくれているのが、つくったのが全部中野区内の小学生です。それで、小学校ごとをお願いして、各小学校で幾つかやって、10日に最優秀に選ばれた方を表彰してくれたりとかして、読書のための一つ的手段と、大学と地域の小学校との交流、そういった意味で地域資源の活用というものが十分になされてきているのかなと感じております。そういう点で大学の学園祭の中でもとても素晴らしいものがありました。

あとはそのメディア科というのはプログラミング教育もやっているんで、プログラミングというのを見てまいりました。やはり大学になってくると、ICTを使ったいろいろな教育とか、そういうものってちょっと我々の理解を超えているところもあって、とても素晴らしいなと思って。そういったものもぜひ小学校、中学校にも大学の講師の人たちの

力とか、教育の内容を盛り込める機会があればいいなと感じてまいりました。

私からは以上です。

入野教育長

それでは私のほうから、南中野中学校の開校 10 周年記念式典と祝賀会に、11 月 2 日土曜日、小林委員とご一緒に参加してまいりました。

私自身は第一中学校と中野富士見中学校の閉校式に参加したことがありましたので、非常にこの 10 年というのを感慨深く見させていただきました。地域と学校と保護者が生徒のために非常に力を尽くしてくださっておりまして、この 10 年で新しい校風が定着してきているなという感じを持ちました。式典に関しましては、本当に生徒たちの立派な態度と、そこに赴く心持の準備が非常に整っているなと感じましたし、その後、式典に移るまでの間にそれぞれの生徒によるおもてなしがありました。茶道部によるおもてなしですとか、吹奏楽のおもてなしですとか、吹奏楽の中には教員の方も入っているという形で、非常にいい 1 日だったと思っております。

11 月 3 日には中野区町会連合会の第 38 回初期消火機器操法大会というものに、白鷺せせらぎ公園で 31 町会、7 中学校が参加したものに参加してまいりました。中学校も軽可搬消防ポンプ操法ですとか、スタンドパイプ操法とか、バケツリレーに参加しておりまして、同日に部活動の試合もあって、学校側はなかなか休日の引率等で大変なことも多いとは思いましたが、子どもたちが町の人たちの活躍ぶりですとか、一緒にやれることを考えていくという意味でも、大変いい時間であったなと思いました。

11 月 5 日には写真にもあります、第 33 回薬物乱用防止中野区民大会で、中学生のポスター、標語の表彰式に出てまいりました。応募総数はポスター 50 点、標語 226 点ということで、最優秀作品は見づらいかもかもしれませんが、かなりいいものが出ているなと思いましたが、子どもたちがいろいろな授業で学んだことをポスターや標語にあらわしていて、さらに理解を深めていったりするには、とてもいい活動だなとも感じました。

その中で協力をしていただいている帝京平成大学の副学長のお話をございまして、薬育というものに、非常に今注目があると。10 代の人たちの市販薬による依存度がかなり高くなってきているというお話が私としては心に残りました。総合感冒薬ですとか、せきを抑える薬ですとか、依存度が高い部分もあって、そういうものの目的外使用ですとかで、10 代の子どもの薬物関連障害患者というのが、今、かなり問題になっているというお話が心に残ったものでございます。ですので、小学校低学年から薬について正しく教育する

ことが大切というお話でございました。

11月6日には建設中の美鳩小学校の視察に行つてまいりました。1階部分の骨組みが建ち上がっている状況でございます。近隣の方にも、台風の時も随分ご協力いただきまして、着々と進んでいるようでございます。

11月10日はハイティーン会議に出席してまいりました。ハイティーン会議は区のほうが主催をしまして17年目ということで、今年は中学校1年生から高校3年生まで、区立の中学生も、それから国立、都立、私学の生徒たちも合わせて23名がハイティーン会議に参加しております。その中で今年のテーマは「校則」と「行列ができる理由」ということで、それぞれ文部科学省に取材に行ったり、東大の教授のお話を聞いてきたり、日本メンタルアップ支援機構ですとか、日本マーケティング協会などに取材に行ってきた結果、自分たちの意見をまとめて、この日は交流会ということで、一般の参加者の方々と意見交換をするというものでございました。なかなか活発な意見が出されておりました。私自身もあの世代のときには、自分の在籍しておりました学校の校則について、いろいろな思いを持った経験がありましたので、今も中高生はそうなのだなということと同時に、今、校則自体が取り沙汰をされておりますので、いろいろな面で教育委員会としても注視していきたいなと思つました。

以上でございます。

伊藤委員

教育委員としての活動ではなかったのですが、11月2日に島根県松江市にあります島根大学の仕事に参りまして、松江市内にある学校を幾つか、夜間でしたので、外観だけだったのですけれども、見させていただきました。島根大学の方が案内してくださったのですけれども、やはり地域の中で公民館ですとか、地域の資源とコラボレーションするような形で、なおかつその学校の歴史を残すような形の建築の工夫というのがいつでもされているところを案内していただいたのですけれども、学校の建築がこちらのほうでも多くなりますが、やはりそこで工夫をしてみる、地域の方と、あと学校の生徒たちのよりよい活動と、なおかつ歴史をシンボリックにあらわすような学校建築ということで、大変参考になりましたので、また委員の先生方や担当の方々と共有させていただければと思つました。

以上です。

入野教育長

その他ご発言がなければ、委員活動報告を終了いたします。よろしいでしょうか。

それでは終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「旧中野刑務所正門にかかる学術調査結果について」の報告をお願いいたします。

文化・国際交流課長

旧中野刑務所正門にかかる学術調査結果について、ご報告申し上げます。

区は旧中野刑務所正門について、保存活用に向けた当該施設の沿革などの資料収集調査や構造、劣化度等の現状を把握する建物調査とともに、旧中野刑務所正門にかかる移築（曳家）の検討等を行ったところでございます。

今般、当該調査が終了したため、下記のとおり報告いたします。

移築（曳家）とございますが、曳家とは移築の一手法でございまして、今回、旧中野刑務所正門の移築方法として検討した手法であり、このことについては後ほどまたご説明します。

1、旧中野刑務所正門学術調査内容についてでございます。調査報告書の目次どおりに列挙してございます。内容は(1)設計者後藤慶二について、後藤慶二の略歴や旧中野刑務所の経緯でございます。(2)旧中野刑務所の沿革について、豊多摩監獄以前から旧中野刑務所時代までの沿革でございます。(3)資料調査からみる正門の変遷についてでございます。(4)は建物調査についてでございまして、平面計画、煉瓦積、小屋組などでございます。(5)文化財としての価値について、旧中野刑務所正門の文化財としての価値でございます。(6)保存活用に係る検討について、復元方針、修理方針、耐震補強方針及び移築（曳家）の検討でございます。移築検討につきましては、さまざま議会等々ご議論ございまして、曳家を含めた多角的な検討をすべきではないかというお話がありましたので、これを受けまして本年度当該調査において検討を行ったところでございます。

2、旧中野刑務所正門にかかる移築（曳家）の検討結果でございます。(1)移築（曳家）工事方法の検討でございますが、旧中野刑務所正門の周囲を掘削しまして、正門全体を持ち上げて西に100メートル移築する方法を検討したところでございます。(2)移築（曳家）に伴う文化財価値への影響所見についてでございます。別紙がついてございますが「曳家に伴う文化財価値への影響所見について」のとおりでございます。これは調査報告書の抜

粹でございます。別紙をご覧ください。長文でございますので、要点のみをご説明いたしたいと思っております。詳細はお読み取りいただければと思います。

1、オーセンティシティの視点からみる、現地保存の優位性でございます。この章では文化財保存の原則であるオーセンティシティの視点から、現地保存が望ましいこと。また今回の試掘調査により、現状の地盤は盛土されておりまして、創建時の建物の地盤の高さの関係を正確に復元しようとする、揚家などの工程が必要であるとしてございます。

2、曳家工事による建築的価値の保全でございます。この章では現地保存が原則ではあるが、建造物の保護にどうしても必要な場合に許されるのが移築保存という方法であり、文化財としての価値が損なわれることなく保存されている文化財建造物も少なくないこと。そして建造物を移動して保存する技術としては、解体移築と曳家と二つがあること。解体移築については、部材等は残りますが、建築当時の工法が損なわれて、建築的価値が著しく損なわれる危険性が伴う。一方、曳家の場合には解体せずに移動ができ、部材や工法はそのまま移築することが可能であるため、解体移築に比べて建築的価値は保全されるとしてございます。

3、旧中野刑務所正門における曳家工事の可否検討でございます。この章では今回の調査で本建物の基礎深さは85センチ、現地盤から1.4メートル程度であることが確認され、上部構造については曳家工事に支障を来すような破損劣化は見られず、しっかりとした補強を行えば、構造体を保持したまま曳家を行うことが技術的に可能と判断されました。また事例調査においても、煉瓦建造物の曳家事例は確認されることから、本建物の曳家が技術的に可能と考えられるということでございます。

次のページでございますが、4、都市基盤施設と歴史的建造物の共存を図り、長期的な保存と有効活用を考えるというところでございます。この章では歴史的建造物は単にモニュメントとして保存するだけでは、住民のコンセンサスは得られにくく、価値を保存しながら空間活用を図り、地域活性化を展開することが歴史的建造物の有効活用と考えられること。また小学校の敷地内に旧刑務所正門が位置することから、建物単体の文化財価値だけでなく、小学校と建造物の活用を含めた共存を考える必要があるとしてございます。

最後の5番ですが、曳家に伴う文化財価値への影響所見でございます。この章では平成31年4月1日に施行されました改正文化財保護法では、文化財の保存と活用の両立がうたわれていること。これを前提としまして、小学校と歴史的建造物との共存を考えれば技術的に可能で、区民の合意を得て長期的に活用されるのであれば、曳家が建築物としての工

法を失わずに保存できる一つの選択肢であると言えること。しかしその場合、歴史の継承といった現地保存の価値は失われ、課題が残ると。そのためには、その必要性については、慎重な判断が求められるとしてございます。以上が調査報告書の抜粋部分になります。

最初のページにお戻りいただいて、2ページ目ですけれども、(3)移築（曳家）にかかる工程と概算についてでございます。工程と期間についてですが、移築した場合の工程とそれぞれの期間を示してございます。基本計画で12カ月、基本設計が6カ月～10カ月、実施設計が6カ月～10カ月、その後、適用除外手続12カ月、ただしこの期間は上記実施設計との重複期間6カ月を含んでございます。その後の移築工事が30カ月でございます。以上全ての工程に要する期間は60カ月～68カ月、またこれに要する工事経費は4億9,595万7,000円でございます。

ただし今回の調査では外観目視などの調査でございまして、正確な期間や経費は詳細な調査を待ってからでございます。現時点での経費と概算のものでございます。今後、基本計画などを進めていくことによって、明確になってくると考えてございます。

3、旧中野刑務所正門の保存方針についてでございますが、教育委員会に報告しつつ、旧中野刑務所正門の保存方針について再検討を行うというところでございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がございましたらお願いいたします。

田中委員

最後の部分で想定の工事期間がおよそ5年から6年ぐらいということでしたけれども、今ある平和の森小学校の新しい校舎の建築にかかわる工事と、これは並行してできるものなのですか。それとも5年が終わらないと、新たに小学校の校舎の建築に入れられないという状況なのでしょうか。

文化・国際交流課長

設計部分については、学校の設計と重なって並行する部分はございますが、移築となった場合、移築後の設計にもよりますが、通常ですと門が移動した後に本体工事を行わなければいけないので、基本的には移築の、移動後に建築となってくると思います。

ただし、ここにある30カ月は、正門を補強し、移動した後での補強工事を含んだ30カ月ですので、今、正確な期間は言えないですけれども、その部分の調整というのを、移築となった場合は検討するというところでございます。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。ありがとうございました。

<協議事項>

入野教育長

続きまして、協議事項に移ります。「第四中学校・第八中学校、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎整備及び統合時期の取扱いについて」を協議いたします。

ここでお諮りいたします。

本件は意思決定の過程にある案件であることから、意思決定の中立性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、非公開と決定いたしました。

それでは、傍聴の方々のご退出の前に、事務局から次回開催についての報告を願います。

子ども・教育政策課長

次回開催につきましては、11月22日金曜日午前10時から当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

ここで傍聴者の方々につきましては、順次ご退出をお願いいたします。

ありがとうございました。

(以下、非公開)

(令和元年第32回定例会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

入野教育長

それでは、「第四中学校・第八中学校、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎整備及び統合時期の取扱いについて」の協議に当たり、事務局からご説明をお願いいたします。

子ども教育施設課長

まず資料の1枚目をご覧くださいと思います。

初めに1、第四中学校・第八中学校統合新校の新校舎整備についてでございますが、(1)整備期間の延長でございます。こちら、第四中学校・第八中学校の統合新校の新校舎整備に関しましては、今年度策定いたしました基本構想・基本計画に基づき、現在、設計作業を進めているところでございます。この設計作業とあわせて新校舎敷地、現在の美鳩小学校にございます既存擁壁の安全性につきましても、構造調査等により確認作業を進めてきたところでございます。

確認作業の結果といたしまして、既存擁壁につきましても、関連する現行基準等を満たさない項目がございました。新校舎を整備する際には、新たな擁壁を整備する必要性があることが判明したものでございます。加えまして、昨今の働き方改革への対応といたしまして、今後は建設現場におきましても、土曜日が休務日となるなど、当初の想定よりも工期が延びることが見込まれているところでございます。こうした点を踏まえまして、新校舎整備スケジュールを見直したところ、当初の予定よりも約2年間の整備期間延長が避けられない状況にあることが判明いたしました。

また敷地の近隣地におきまして実施中の妙正寺川の改修工事、そして今後予定されてございます都営第2鷺宮アパートの建て替え工事、これらの進捗状況によりましては、工事車両等の運行にも影響が及ぶことから、さらに整備期間が延長となることも考えられるところでございます。

(2)下の表をご覧くださいいただければと思うのですが、現在想定できる範囲内での今後の整備スケジュールでございます。当初の予定におきましては、令和3年の校舎の解体から順次始めまして、新校舎整備、令和5年度には新校舎の供用が開始される想定でございました。先ほどの状況等も踏まえまして右側、変更後の予定でございますが、令和3年から校舎を解体し、約2年間既存の擁壁解体工事、擁壁の新設工事、その上で令和5年から新校舎の整備工事に着手し、令和7年の新校舎供用開始といった形で予定が変更されるものでございます。

なお、近隣で東京都が実施しております工事の進捗状況によっては、さらに工期が延長する可能性があるといったところでございます。

入野教育長

ここまでのところで質問をとということなので、一旦ここで説明を区切らせていただきます。まず、資料の1番、「第四中学校・第八中学校統合新校の新校舎整備について」に関して、質疑ということで進めてまいりたいと思います。

ここで、会議を休憩いたします。

午前 10 時 54 分休憩

午前 10 時 56 分再開

入野教育長

会議を再開いたします。

渡邊委員

今回の工期の延長、擁壁の強度が足りないということは、この学校を建てようと思った時点で予測されるべき事項ではなかったのでしょうかということを教えていただけますか。

子ども教育施設課長

今回、小中学校の再編計画の中で、こちらの第四中学校・第八中学校の統合新校の整備スケジュールも定められていたところですが、その策定をした平成 25 年度時点におきましては、当該擁壁については、やり替えを想定してございませんでした。つまり建て替えをする際に、必要に応じて擁壁の改修工事を行うという想定でいたところがございます。今回、新校舎の基本計画が定められましたことにより、新校舎の構造、規模、配置、そういったところをしっかりと反映した上で、擁壁については改めて構造調査等を行ってきたところがございます。

当初は、擁壁についてはそのまま改修で対応できるということを想定していたところですが、今回の確認によりまして、新たな関連基準等の見直しの中で、満たさない項目があるということが判明したところがございます。

そういったことから当初の計画の中では、擁壁のやり替えというところ、想定していなかったところが今回新たに発生してしまうという状況になったところがございます。

渡邊委員

難しい話はわからないのですけれども、5～6年前のこの計画が立った時点においては、擁壁に手を入れなければならないということは、容易に想像はできなかったと判断してよろしいでしょうか。

子ども教育施設課長

当時の判断としましては、擁壁にやり替えという選択肢は持っていなかったというところがございます。

渡邊委員

予測できなかった、持っていなかったというと、最初から考えていなかったということ

でしょうか。

子ども教育施設課長

予測は当時においても、一定程度可能ではあったものとは認識してございます。しかしながらこの新校舎整備においては、改修工事に対応できるという想定をしていたというところでございます。

渡邊委員

必ず、予測できなかったのかと言われれば、想定外という言葉を使うと今は怒られるらしいのですけれども、ある程度想定しなければいけない。少なくとも想定というのをどこまで広げるかという話にいつもなるということで、そういう意味ではある程度仕方ない現状で、受け入れざるを得ない現状なのだろうとお話を聞いて判断できるのですけれども、例えばこの土地に重たいものを乗せたから崩れるけれども、軽いものだったら大丈夫という話になれば、2年工期が延びることを考えると、上に建物を乗せる構造自身を考え直して、軽いものをつくって、ちょっと位置をずらすことによって、そういう考え方で工期を。擁壁を直さずに建物を、上に乗せるものを直すことによって、工期を短くするとか、同等のものをつくるとかという、そういう違った発想というのは、あまり得策ではないと考えてよろしいでしょうか。

子ども教育施設課長

新たに整備する新校舎の規模ですとか構造の見直しをすることによって、擁壁をやり替えないで済ませるという選択肢はございます。しかしながら、もしそれを実現しようとしたしますと、本来新しい新校舎に求められる機能ですとか規模、そういったものが実現できない状況となりますので、新しく整備する新校舎においては、まず今後の教育に必要である新校舎をしっかりと整備するという前提のもと、今回の整備計画も考えているところでございます。

渡邊委員

今の確認で擁壁を直さざるを得ないということは、ある程度仕方ないと判断せざるを得ないと考えます。これも、やはり予期せぬことが起こったということで受け入れざるを得ないということになりますけれども、工期についてはでは仕方ないといって、確認なのですけれども、これはいろいろな不確定要素が非常に含まれていて、最低で2年延長ということで、もしかしたら3年、4年かかるかもしれないというお話だったのでしょうか。

確認です。

子ども教育施設課長

そのとおりでございまして、最短でも2年の延長は避けられない状況でございます。近隣の状況によりましては、プラス1～2年、計3～4年現在の計画よりも延びてしまうことも想定されるところでございます。

入野教育長

ほかにご発言はございませんでしょうか。

田中委員

さっきの説明の中で、関連基準が変わったことによっても擁壁のやり直しが必要だと説明されたのですけれども、それはかなり大きく変わったものなのでしょうか。

子ども教育施設課長

大きくというよりは、やはり関連基準というのは具体的に申し上げますと、宅地造成等規制法というものがございまして、その中で基準となる数値の見直しが若干あったりですとか、昨今の大地震ですとか大型台風、そういったところでも擁壁に対する基準というのが近年、厳しくなってくる傾向がございますので、そういったところが影響を及ぼしている。

直接の擁壁自体の関連基準とは別に、建物自体においてもやはり大地震を受けて構造等の基準が厳しくなっております。結果、必要として求められる鉄骨の量が増えるですとか、荷重が重くなってきてしまうという影響もございますので、それも擁壁に対する荷重の影響というものは大きくなるものでございますので、そういった点も考慮すると、現状のまま擁壁を改修という対応ではとどまらず、やはりやり替えが必要であるという判断になってございます。

田中委員

ということは、やはり学校という、特に安全が重要視されるところでしっかりやるということが、まず必要だと受けとめていいのでしょうか。

子ども教育施設課長

やはり学校という施設の性質から申し上げますと、まず安全を第一にというところで、先ほど渡邊委員からもご質問ございましたように、例えばそちらの構造を見直しして、擁壁を何とかそのままという考え方もとれないことではないのですが、やはり生徒の学習環境、そして安全性をしっかりと確保するという意味合いにおいても、こちらの擁壁、やり替えの判断をさせていただきたいと思っております。

伊藤委員

やはりまず子どもの安全ということ、それからそこがもし万が一崩れたりすれば、周囲の方の生活にも差し障るかもしれない防災ということと、あと学校であれば何かあったときの防災の拠点になるかもしれないということを考えても、安全性ということとはほかにかえられない部分があるのではないかと理解しています。

ですので、少しの修理で済むと思っていたところを新築にしないといけないということであれば、やはり新築にせざるを得ないのではないかなと思うのですけれども、新設した場合に擁壁というのは、どのぐらいの効力があるというか、何十年ぐらいもつとか、現時点での推論でしかないとは思いますが、1回やり直したことで今後見込めるメリットということでは、これから1回つくり直せば、今回つくり直さなかったことに比べて、これだけまた保存期間が長いというか、効力を持つということがあれば、そのことも考慮すべき内容ではないかと思ったのですが、擁壁の効力を持つ期間のようなものがあるのであれば、教えていただけますでしょうか。

子ども教育施設課長

もし仮に、今回擁壁をやり替えずに改修で対応した場合においては、恐らく20年以内ぐらいには、いずれにしても擁壁のやり替え工事が発生する想定でございます。ですので、今回、学校の改築とあわせて擁壁を新築することで、それこそ新しい校舎はできたのですが、途中でまた2年ぐらい校庭が使えない状態で擁壁のやり替えをするという事態は生じなくなります。新しく擁壁を新設することによりまして、やはり最低限、少なくとも新しい校舎は50～60年はしっかりもつのですが、それ以上は擁壁についてもしっかりとそのまま使える状況にあるというところで考えてございます。

入野教育長

私のほうから。ここに書かれております新校舎敷地近隣で実施中の妙正寺川の河川改修工事と、それから都営の第2鷺宮アパートの建て替え工事の進捗状況によってはということなのですが、具体的にどういう影響が出てくるということでしょうか。

もう一度確認したいと思います。

子ども教育施設課長

具体的には、敷地からいたしますと南西の個所に1本、妙正寺川に丸山橋という橋がかかっています。現状は、この丸山橋の架け替え工事に向けて、仮設の丈夫な橋がかかっている状況です。河川改修工事にあわせて東京都が設置している橋がかかっている状況で

す。現状であれば、ここは大型トラックも通れる状況なのですが、その先に、その橋を渡ってより西側向かって中杉通りという通りまで大型車両が抜けるルートで、今、工事車両のルートを考えているところなのですが、その途中に都営の第2驚宮アパートがございまして、こちらにも実は中の通路を通る工事車両のルートを想定してございます。ですので、こちらの都営住宅の建て替え工事が始まってしまうと、そのルートが使えなくなることで、まず東京都の河川改修工事の車両もそこを使っていますので、そこが使えなくなるという状況が生じます。そうすることで、丸山橋の架け替え工事も行えなくなってしまう。結果、その丸山橋を使う予定、そして都営住宅の中を通っていくという予定の学校の新築工事においても、車両が一切通行できない状況に陥ってしまう。もしそうなってしまった場合は、敷地から今度は東側に、住宅街の中を、工事車両を抜けさせていかななくてはならない状況になりますので、道幅が狭い状況から、トラックも10トン車が通れなくて、4トン車とか、物によっては6トン車までしか通れないということになり、効率が落ちて工期がまた一層延びてしまうということが想定されているところでございます。

ですので、現在、2年間の工事延伸で済むという最短の想定というのは、丸山橋も使えて、都営住宅の建て替え用地の中、通路もそのまま使えるという前提の条件となっているものでございます。現在、東京都のほうに問い合わせをしている最中なのですが、まずこの都営住宅の建て替えが、現状ですとなかなか新しい設計が固まらない状況にあると。いつ固まるのかもわからないということで、こちらについては近隣の方との調整がまだ済んでいないという状況とのことです。そちらのスケジュールが今の時点では見えていないというのが現状でございます。

以上です。

入野教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

渡邊委員

今、非常に重要なことだと思うのですが、時間というのはすごく重要で、先程の擁壁の件についてはあまり予測できなかった事態ということですが、今度は工事の延長については、ある程度予測ができています、今の時点では。そういう意味では、1年延びるとなると学校教育の中には非常に問題が多くなって、次からの話し合いになると思うのですが、そこでやはり1年延びるのか、2年延びるのか、1年半延びるのかと、ある程度のスパンはあるけれども、そのあたりは極めて慎重に調査していただきたいと。

それで東京都のほうにも問い合わせ、いろいろな事情から不確定であることは間違いのないのですけれども、その場になってから、現場になってからやっぱりだめですみたいな話というのはなかなか難しいので、慎重に割り出させていただきたいと。これは要望です。ぜひそういった形で、頑張って時間の算出をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

伊藤委員

同じような意見なのですけれども、丁寧なご説明誠にありがとうございます。よくわかりました。

例えば都営住宅の建て替えについては周辺の方との調整が済んでいないということで、見通しが立たないということはよく理解できたのですけれども、そういった場合、もしそこで話し合いがつけば、その後、割と速やかに、1年後ぐらいには着工になる見込みなのでしょうか。

何が言いたいかという、一応、現状の擁壁をつくる案でも令和6年度末には完成を予定していて、もし都営住宅の工事が長引いて6年より後になる可能性のほうが高ければあまり考えなくてもいいけれども、恐らくは遅れても令和5年度、6年度末までの間には何らかの動きがあるだろうとかなり濃厚に想定されるのであれば、校舎整備期間をあらかじめ長く見積もることも必要なのかもしれないと思ったのですけれども。

子ども教育施設課長

正直なところ都営住宅の見込みというところは、何度も聞き取りをしたのですけれども、何ともわからないというところを、今、答えとしていただいています。ですので、今回の最短で2年というところは、かなり希望的観測の意味合いが強いのかなとお考えいただけたらなというところでございます。

伊藤委員

これも同じ質問になってしまうかもしれないのですけれども、話し合いがついて、それから取り壊して着工するとなれば、恐らく新校舎整備と同じぐらい、2年間ぐらいは工事にかかるのが都営住宅の一般的の予測としてはあるということですよ。ですので、話し合いが2022年度までの間につけば、恐らく2023、2024かその先のところで、工事が2年間ぐらい行われるであろうと考えてよいということでしょうか。

子ども教育施設課長

むしろ都営住宅がずっと進まない状況になれば、その間にこちらの工事を進められると

ころは進めたいと考えています。都営住宅の建て替えが始まってしまうと、そのルートが使えなくなる。現状は使える状況なので、逆を言えばすぐ始まってしまったらまた使えない期間が出てきますし、先延ばしになればなるだけ、そのルートを使える期間が発生してくるので、うまく我々の工事としては、その間隙を縫ってと言いますか、情報を収集しながら、できるところの工事はしっかりと進めていきたいと考えてございます。

伊藤委員

例えば令和7年度にやはりできないということが令和5年度とか6年度ぐらいにわかったときに、あらかじめ予想できなかったのかという話にまたなってしまうということを考えると、ちょっと余裕を持った工期、もう少しかかるかもしれないということを明確にしておいたほうがいいのかと思います。

入野教育長

明確な部分がないので、今の最短の部分でお話をするしかないということですね。ありがとうございました。

それでは、これから協議していただく前提の校舎の整備のことについて、整備期間の延長についてはここで一旦質疑を終わらせていただきまして、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

学校再編・地域連携担当課長

では先ほどの資料の裏面になりますけれども、2番、3番についてご説明をさせていただきたいと思います。

今回の工事の工期延長に伴いまして、2点ございます。1点が第四中学校・第八中学校の統合時期の取扱いについてということでございまして、こちらについては、当然のことながら新校舎の供用開始時期の遅れが見込まれることを受けまして、統合時期について、現行のままとするのか、あるいはそれを変える必要があるのかということを検討する必要があるというのが1点でございます。

3番につきましては、それを受けまして、鷺宮小学校・西中野小学校の統合時期の取扱いについてということでございます。こちらについては、鷺宮小学校・西中野小学校の新校舎の位置が、第八中学校の位置になるということがございますので、工事期間の延伸に伴いまして、この内容を変更した場合には、そちらに影響が出る可能性があることから、こちらについてもご検討していただく必要があるというものでございます。

資料でご説明したいと思いますが、資料2、3をご覧くださいと思います。こちら

につきましてはまず資料2ですけれども、スケジュール案比較ということで、現行のスケジュールが一番上の行にございます。四中・八中の現行スケジュール案については、第四中学校で令和3年に統合いたしまして、令和5年度に新校舎が完成して、移転するといったようなことでございます。この線につきましては、仮校舎に通学する期間を示してございます。これが、一つの案としましては、A案として、現行のとおり令和3年度に第四中学校で統合を行うという提案でございます。その場合には第八中学校が校舎としては空く形になります。令和7年度、先ほども最短ということでやってございますが、これも同様に一応2年延長した場合には、新校舎の移転が令和7年4月1日になるといったものがA案でございます。こちらB案につきましては、統合も移転も令和7年度、新しく校舎が建った時点で、移転も統合も行うといったようなところで考えてございます。

その下、鷺宮小・西中野小につきましては、同じように現行につきましては、令和5年度に第八中学校の位置で移転と統合を行うといったところでございます。A案で第四中学校・第八中学校が統合した場合には、変更がなく令和5年度に移転と統合が行われると。B案になった場合には、こちらが令和7年度まで第八中学校が空かない形になりますので、第八中学校の工事が令和7年度から開始するとなりますと、最短で令和9年度に統合と移転を行うといったようなところでございます。

資料3につきましては、それぞれの影響度の比較ということでつくってございます。

1、「第四中学校・第八中学校」についてでございます。

A案につきましては、適正規模を考えたときに、子どもによりよい教育環境を提供していくためには、計画どおりに統合することが最適な選択肢であるといったようなところ。それから、計画どおり統合が行われれば、鷺宮小学校・西中野小学校の統合についても計画どおり実施ができるといったようなものでございます。

一方、デメリットとしましては、第四中学校での仮校舎期間が4年間最低でも延びる形になりますので、その場合には第八中学校の生徒が、これまで2年仮校舎に通っていたところがさらに延びて負担が増加するといったところでございます。B案につきましては、メリットとしましては、これは裏返しになりますけれども、第八中学校の生徒の遠距離通学負担の解消によりまして、そのまま第八中学校に通う形になりますので、生徒数が増加する可能性があるといったようなところでございます。それと、統合と移転が同時に行われることで、人的な負担軽減の効果があるといったようなところでございます。

デメリットとしましては、開校の時期も含めて、視野に入れて検討していくところがご

ございますけれども、このまま統合しない場合には、第八中学校の生徒が減ることによって、小規模化ということも全く考えられないわけではないので、その辺がデメリットといった形になります。

その下、鷺宮小学校・西中野小学校につきましては、A案の場合には、計画どおりに行われるといったところ。デメリットとしては、現時点では特に大きく考えられるものはございません。B案としましては、メリットとしましては、現在、鷺宮小学校・西中野小学校の移転の校舎につきましては、西中野小学校から通う生徒がおりますので、西武新宿線を渡っていかなくてはいけないところがございまして、その西武新宿線の計画が十分見えていないところがありますので、そこのところを検討しなくてはいけないのですが、それが令和9年度になれば、ある程度の見込みは立つだろうといったところでございます。デメリットとしましては、施設整備計画の中で西中野小学校につきましては、北中野中学校の改築の仮校舎として使用する計画になってございますので、それが4年間遅れるといったところになってございます。

そういったところがございまして、どちらの案にするかというところをご検討いただきたいと思っております。

内容については以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

渡邊委員

確認をさせていただきたいのですが、先ほど工事の関係で2年間工事が延長して、統合とか新校舎の影響においてずれが生じた。延長が生じた。普通であれば不測の事態により、何か延長した場合、そのまま延長する形があるのですが、今回は延長期間が長いゆえに、もう一度、学校再編のあり方も同時に考えてみるのもいいのではないかと、そういう形で提案されているのでしょうか。

学校再編・地域連携担当課長

今回、工期を延長するということがございますので、第四中学校・第八中学校、鷺宮小学校・西中野小学校の再編の時期の変更の可否と事務局としては考えてございます。

渡邊委員

期間が長いゆえに、この学校にかかわる部分については、もう一度再考してもいいのではないかと解釈してよろしいということですね。

学校再編・地域連携担当課長

現計画はございますけれども、工期延長に伴いまして、統合の時期と移転の時期がずれることになりますので、そこについて改めて協議をいただきたいということでございます。

渡邊委員

了解しました。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。

伊藤委員

今後まだ検討が必要なのかなと思うのですけれども、極端に小規模化してしまうのではないかと、やはりこのあたりがどの程度になってしまうのか。中学校ですと、適正規模というのは小学校よりも大きいと思いますので、そのあたりのことがもう少し検討できればなど、よくわかればなど思いました。

あと小学校のほうのメリットとして、今、跨線橋の設置の話があったのですけれども、これはA案だと検討ができないというよりは、A案ですと跨線橋設置などができるよりも早く統合のほうが進む、少し後から跨線橋のほうがとか、何かの安全対策がなされるというような、時期的な問題ということでしょうか。十分行うことができると書いてあったので、そのあたりもし情報があれば教えてください。

学校再編・地域連携担当課長

今現在、鷺宮小学校と西中野小学校につきましても、統合委員会を設置して議論を進めているところではございますけれども、その一つの問題として、西武新宿線の横断といったところがございます。

今、現在は西武鉄道のほうで、高架にするか地下化にするかといったところが、まだ見えていないところがございまして、それが令和9年、もしB案となったところでございますけれども、その時期になればある程度見えてきますので、その検討をしていく中で、具体的な内容をさらに進めていけるのではないかと、そういったことでございます。

伊藤委員

高架とか地下にするのかは西武鉄道なので、統合がいつになってもその時期がいつかということは、あちらのご事情であるということですね。統合の時期が遅れると、そのころにはもしかしたら高架になっているかもしれないとか、地下になっているかもしれないとか、そういう理解でよいですか。

教育委員会事務局次長

西武新宿線の立体交差事業については、西武鉄道が決定するわけではなくて、事業認可等の権限を持つ国が採択することによって始まるものであり、いまだ、そうした採択がなされていないという状況でございます。

今、説明した状況は、立体交差化についての手法です。高架化にするのか、地下化になるのかというのはまだ正式に決まっていはいない状況です。

再編の時期を遅らせるとその分、どちらかはっきりする可能性が高くなるということでございまして、そこでもう決まるという話ではありません。今よりは、どちらの手法をとるかが明確になるので、例えば線路を安全に渡らせるために、跨線橋という選択もありますし、トンネルを掘って地下通路で安全に渡るという選択もあります。基本的に、その時点で決まっていはいないという可能性もなくはないところでございます。そのため、そうした動きの中で、後ろに延びると、区としての対策についても精度をもって対応できる状態になる可能性が高いということでございます。

田中委員

過去5年間の在籍生徒数という資料がありますけれども、さっき適正規模という話も出ていましたように、今後、両校の在籍生徒数の予想というのですか。今のこの学区の中の小学校の生徒数というのは減少傾向にあるのでしょうか。

例えばこのまま統合を遅らせることで、さらに在籍生徒数が減るといような予想を現時点でしているのかどうか、教えていただければと思います。

学校再編・地域連携担当課長

各中学校、小学校については、個別ということではないのですが、エリアとして大きくこのエリアで児童・生徒数が減少するといような予測は立ててございません。

田中委員

大体この規模にある、四中はまだしも八中は180人ですから、1学年60人ぐらいということで推移するだろうという予想なわけですね。

学校再編・地域連携担当課長

こちらにつきましては、A案、B案にも多少よるかもしれませんが、そんなに大きくぶれるというところではないと思いますが、ただ八中の生徒がちょっと少ないということがございますので、その部分が解消できるかというのは、今後、検討が必要であるかとは思っています。

渡邊委員

原則論を申し上げたいのですけれども、今の話ではなくて、ある計画を立てて、その計画が進んでいって、不測の事態において、その計画が行き詰まったとしますよね。今回に関しては期間の延長だけですけれども、その計画自体を見直すということになると、その計画に問題があったかどうかということをお問わないといけないと思うのです。今の計画を進めていく上で期間については問題があったけれども、その計画自体は果たしてどうだったのかということをお考えていただいて、そこに何か問題点があったから、その問題点を改善するために新しい計画を立てるといふ話であれば、最大の欠点を見つけたのにそのまま押し通すというわけではないわけで、その最大の欠点がないにもかかわらず、期間の延長があったからついでに見直そうという、そんな安易な考え方で、そしてとても短い期間の中で、それを改めて考え直すというの、あまり得策ではないと思います。

ですから、もし次の案を考える場合には、相当のメリットがあるとか、今の計画よりも、それを変えるだけの最大のメリットがあって、今の計画には最大の欠点があるということがないといけないと思うのです。一番わかりやすい形で、いろいろなことがあると思うのですけれども、今回メリットとデメリットについてはそういう意味で短く書いていただけたのではないかとおっしゃっているのですけれども、もっとたくさんいろいろなことがあると思うのですけれども、そうしたときに、計画自体は最大の欠点がない限りは、不測の事態が起きたときには、延長するというの、そんなに問題のあることには思えないのですけれども、まずそれが私の考える点です。

計画どおりに進むことによって、鷺宮小・西中野小は、ほかへの影響も若干少ないということもありますし、デメリットが、八中が2年間工事が延びることによって、2年間通学に負担がかかると言いますが、通学距離の負担というのはどの程度の負担で、それが2年間だったら良くて生徒は3年間しかいませんから、2年間延びても1人の生徒に関しては1年延びただけということであれば、1年延びたことがそんなにデメリットなのかということをお考えていただかないと。小学校ではないので、3年で終わりますから1人の生徒にとっては、1年延びただけという話になりますので。そしてもうちょっとずれ込んでくれば、2年という形でも1人の生徒においては1年、2年で済む方もいらっしゃるわけで。そうやって考えれば最大で3年だから1年延びただけと、そこは最大のデメリットになるのかということをお今後検討していただきたいのと。

考え直したときに、先ほどから言われているのですが、極端に小規模化する学校をつく

り出す可能性があった場合、全ての可能性の話をしているのですけれども、このあたりについて教育的な観点から指導室からのご意見をいただきたいのですけれども。

入野教育長

例えば人事や何かに影響が出るかという部分など、どうでしょうか。

指導室長

学校規模につきましては、学級規模もそうなのですけれども、やはりいろいろなところの知見を見ますと、一定以上の人数があったほうが、学校が活性化するというものも出てくるようです。少人数指導がすぐれている一方で、あまり少ないと、さまざまところで活性化しないところも出ております。

もう一つは中学校ですと、少なくなってしまうと部活動が成り立たなくなってしまうために、よく単学級に陥る学校につきましては、こちらの想定以上に希望する子どもが減ってしまう、要する部活ができないということで、そういうデメリットもあります。ですから中学校ですと、部活動に対する影響が非常に大きいように思います。

人事のほうはそれぞれあわせてやっていかなければいけないのですけれども、やはり学校が少人数化していきますと、子どもの数が減っているから楽だろうという意見がある一方で、教員の人数がある程度いますと、いろいろな校務分掌の仕事を分散させて担うことができるのですが、教員の数が減っても分掌の数は減りませんので、子どもの人数的なことは楽になる、例えば紙の印刷の枚数は減る一方で、さまざまな役割の数や教育の数は減りませんので、そうすると、人数が少なくなると1人の教員が担う仕事の量が、種類が多くなるという傾向はあります。

入野教育長

私のほうからなのですけれども、中学校の場合、教科担任制ですよね。そうしますと学級数と教科の先生の、正規の先生の数というのはいかがですか。

指導室長

極端に単学級ぐらいになりますと、国語や数学などはある程度専任の教員で対応しますが、美術や技術・家庭などの実技教科の教員は時間講師で対応することが多くなります。そうなりますと、時間講師ですと、ずっとその学校にいて、1日中見てくださる訳ではないので、時間講師が多くなってくると、授業の安定した実施や生活指導などが不安定になる場合もあります。技術・家庭とか美術、音楽などに関しましては、時間講師になることが多くなる一方、国語、数学、理科、社会、英語などにつきましては、1人の教

員が複数学年、場合によっては全学年を持つこともありますから、教材研究の負担が非常に大きくなっていくという面もあります。

以上です。

伊藤委員

今のことの続きなのですが、教材研究や校務分掌の負担ということでおっしゃいましたが、恐らくそれは先生方の負担ということだけではなくて、そういう負担が大きいと子どもとかかわる時間が減ってしまったり、安定的なということをおっしゃいましたけれども、十分に子どものことを考えたり、さまざまな形での学校運営に注げる時間や力がほかにいってしまうということかなと理解したのですけれども、そういったことも踏まえて、中野区の適正規模ということが協議されて決まっていたのではないかと思うのですけれども、あるいは国立教育政策研究所等々が出している適正規模というものを踏襲されているのかもしれませんが、そのあたり、申し訳ありません。もう1回確認をさせていただけたらと思います。

入野教育長

ここで、会議を休憩いたします。

午前 11 時 41 分休憩

午前 11 時 45 分再開

入野教育長

それでは、再開いたします。

学校再編・地域連携担当課長

まず1校当たりの学級数というのが、学校教育法施行規則で決まっておりますので、学校の標準規模は12～18学級とされてございます。これを基本としまして、平成25年の第2次の中野区立小中学校再編計画の時点で中野区教育委員会として定めたものが、小学校は少なくとも12学級、学年2学級から18学級、学年3学級程度を目指す。中学校につきましては、少なくとも9学級、学年3学級から15学級、学年5学級程度を目指すということで決まっております。

入野教育長

それでは、ここで本日ご欠席の小林委員から本件について意見を伺っておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

小林委員からあらかじめお伺いしております意見につきまして、ご紹介させていただきます。

適正規模を考えたときに、子どもにより良い教育を提供していくためには、計画どおり統合することが一番の選択肢であると考えます。開校時期の変更も視野に入れて、慎重に検討していく必要がありますが、極端に小規模化する学校をつくり出すことは、より良い教育を進めていくためには、デメリットは大きいと考えます。

以上でございます。

入野教育長

渡邊委員のほうから大きな課題があるのかというお話がありましたけれども、やはり3年間を四中の校舎で過ごすという子どもたちが今回は出てしまう形になりますので、これは子どもの立場からすると、ある意味大きいことかなと思いますので、引き続き慎重に、もう少しデータ等も含めて、協議をしていきたいと考えております。

それでは、本日の協議で出されました意見も踏まえて、さらに慎重に検討を行うため、改めて資料等を用意して次回、第四中学校・第八中学校、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎整備及び統合時期の取扱いについて協議させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

それでは、次回本件について再度協議していただくことにいたします。

それでは、本協議を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の協議につきましては、会議を非公開の扱いとしましたが、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、会議録の公開を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、そのように公開することに決定いたしました。事務局はただいまの決定内容に従い、当該会議録の公開手続を行ってください。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第32回定例会を閉じたいと思います。

長時間にわたりありがとうございました。

午前 11 時 48 分閉会